

## 入 札 公 告

寝屋川市本庁舎清掃等業務委託について、以下のとおり総合評価制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び第 167 条の 10 の 2 第 6 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業 務 名

寝屋川市本庁舎清掃等業務委託

#### (2) 履行場所

寝屋川市本町 1 番 1 号及び豊野町 15 番 10 号

#### (3) 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

施行令第 167 条の 17 及び寝屋川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 16 年寝屋川市条例第 22 号）の規定による長期継続契約とし、翌年度以降の予算に減額等があった場合は、契約を変更し又は解除することができるものとする。

#### (4) 業務概要

ア 日常清掃

イ 日常巡回清掃

- ウ その他清掃
- エ 害虫等防除
- オ 空気環境測定

(詳細は、発注仕様書のとおり)

(5) 総合評価方式

本件は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の案件である。

(6) 評価基準価格

本件は、価格評価の評価項目に評価基準価格を設定しており、入札金額が評価基準価格を下回っても無効とならない。

(7) 支払条件

毎月払い

1か月毎の業務が完了し、検査に合格したときは、当該月分の業務委託料を支払うものとする。

2 入札参加資格等条件

寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日から開札日までの期間に、寝屋川市建設工事等指名停止要綱(平成15年4月1日制定)による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 公告の日から開札日までの間において、寝屋川市暴力団排除措置要綱(平成23年3月11日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

- (6) 公告の日から開札日までの間において、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 下記のいずれかに該当する者であること。
  - ア 寝屋川市内に本社又は本店がある者で、寝屋川市の入札参加資格者名簿に役務の提供（委託）で施設総合管理（コード 500001）又は庁舎清掃（コード 501001）に登録がある者
  - イ 寝屋川市内に支店若しくは営業所等がある者又は市外業者で、寝屋川市の入札参加資格者名簿に役務の提供（委託）で施設総合管理（コード 500001）又は庁舎清掃（コード 501001）に登録がある者
- (8) 過去 10 年以内に受注した、清掃面積 10,000 m<sup>2</sup>以上、履行実績 1 年以上の清掃業務又は施設総合管理業務（清掃業務、設備点検業務、環境衛生管理業務等をいう。）の元請実績を 1 件以上有すること（実績は、入札参加申請時に業務の履行が完了しているものに限る。）。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業について登録をしている者であること。
- (10) 落札者決定後における情報の公表及び寝屋川市情報公開条例（平成 9 年寝屋川市条例第 9 号）に基づく情報の公開について同意できる者であること。

### 3 入札参加資格申請書類の提出

- (1) 入札参加申請書類、様式、仕様書等は、寝屋川市ホームページ契約課掲示板（以下「市ホームページ」という。）からダウンロードすること。
- (2) 競争入札参加資格に該当し、入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を以下の方法により提出し、寝屋川市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、提出期限までに関係書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(3) 郵送又は持参により提出する書類

- ア 総合評価制限付一般競争入札参加申請書（様式1）
- イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第32条の登録証明書の写し
- ウ 準市内業者においては、法人等設立（開設）申告書の写し
- エ 委託業務の実績一覧表（様式5）及び実績に係る契約書の写し、仕様書等
- オ 誓約書（様式13）
- カ 長形3号封筒（460円切手を貼付し、返送先を記入すること。）
- キ 提出期限 **令和8年7月13日（月）午後5時必着**
- ク 提出方法 アからカまでの書類等（以下「申請書等」という。）を郵送又は持参にて提出すること。
- ケ 提出部数 1部
- コ 提出先 寝屋川市本町1番1号  
寝屋川市役所 本庁舎3階 寝屋川市総務部契約課

4 入札参加資格の確認の結果の通知

申請書受領後、入札参加資格の確認を行い、その結果通知書を令和8年7月16日（木）に発送し、通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

5 質疑回答

(1) 質疑の受付は、電子メールのみとする。件名『寝屋川市本庁舎清掃等業務委託の質疑書』並びに会社名及び担当者名を必ず明記すること。

（\*質疑書の様式は、市ホームページからダウンロードすること。）

(2) 質疑締切日

令和8年7月21日（火）正午

【 質疑メール送付先 [shitugi-nyusatu@city.neyagawa.osaka.jp](mailto:shitugi-nyusatu@city.neyagawa.osaka.jp) 】

(3) 質疑の回答

令和8年7月24日(金)午後1時から市ホームページに掲載する。

## 6 技術評価点に係る書類の提出

### (1) 提出書類・提出期限

別紙 提出書類一覧及びチェックリストのとおり（入札書・価格内訳書を除く）

### (2) 提出方法

上記(1)の書類を提出期限ごとに提出書類一覧の順にA4ファイルに綴じ、背表紙に会社名を記入し郵送又は持参すること。（郵送は書留等差出記録の残るものに限る。）

### (3) 提出部数 正副1部

※ 副本は正本をそのまま複写し、法人名やロゴマークなど参加希望者が特定できる部分を全て黒塗り（マスキング）のうえ、黒塗り（マスキング）した上で提出すること。

黒塗り（マスキング）されていない副本は受理しないものとする。

### (4) 提出先 寝屋川市本町1番1号

寝屋川市役所 本庁舎3階 寝屋川市総務部契約課

※ 提出期限後における関係書類の書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。ただし、提出期限までにあつては、可とする。

※ 関係書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

※ 提出された関係書類は、原則として返却しない。

※ 提出後における関係書類について、ヒアリングを行うことがある。なお、その場合においては、参加希望者へ連絡を行う。

## 7 入札書の提出

(1) 以下の点に留意して入札書（様式2）及び価格内訳書（任意様式）（以下「入札書等」という。）を作成すること。

ア 入札書は、月額（消費税及び地方消費税の額を除いた額）を記載すること。

イ 入札書に記載する金額は円単位とし、金額の先頭には『¥』又は『金』と記入すること。会社の所在地、商号又は名称及び代表者職を記入し、代表者氏名を署名又は記名押印（本市に届出した使用印鑑）すること。

ウ 価格内訳書は、年額の費用（消費税及び地方消費税の額を除いた額）を記載すること。

エ 入札金額（月額）の12か月分と価格内訳書（年額）の合計金額は、一致していること。

オ 入札書と価格内訳書は、

「寝屋川市本庁舎清掃等業務委託 入札書（1回目） 在中」と朱書きした内封筒（封筒の裏面には、差出元である会社の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入のこと。）に厳封したものを、下記「(3) 提出先」の宛先等を記載した外封筒に入れて郵送すること。

入札書の日付は入札書提出期間内(令和8年7月16日(木)～令和8年8月24日(月)) とすること。

- ・入札書は、ボールペンなどの訂正できない筆記用具で記入すること。
- ・入札金額は、仕様書等を確認のうえ記入し、金額の前に「¥」をつけること。
- ・入札者の住所、商号及び名称並びに代表者職氏名は、入札参加資格申請で提出された内容を記入することとし、届け出た使用印鑑の押印又は代表者職氏名の自署をすること。
- ・代理人が入札を行う場合は、委任状を同封のうえ、入札書に委任者の住所、商号及び名称並びに代表者職氏名を記入し、かつ代理人職氏名に委任状により届け出た内容の記名押印又は自署をすること。

## (2) 提出期限及び提出方法

令和8年8月24日(月)までに「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で郵送により寝屋川郵便局(寝屋川市総務部契約課宛(寝屋川郵便局留め))に必着すること。

なお、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。  
また、入札が終わるまで、差出控えを保管しておくこと。指定した郵送

方法以外での入札書等は受け付けない。

(3) 提出先 寝屋川市本町1番1号

寝屋川市総務部契約課宛（寝屋川郵便局留め）

## 8 技術評価点の公表

技術評価点の採点結果については、8月17日（月）（予定）に市ホームページで公表するとともに、各者へ個別に連絡する。

## 9 開札

(1) 日時

令和8年8月25日（火）午前11時00分

(2) 場所

寝屋川市本町1番1号 寝屋川市役所本庁舎3階 入札室

(3) 立会い

参加業者の立会人がいない場合は、当該入札業務に関係のない部署の職員の立会いの下で行う。開札の立会いを希望する場合は、8月21日（金）正午までに下記アドレス宛に郵便入札開札立会届兼委任状の写しを提出すること。なお、本書は開札執行時に必ず持参すること。

【提出先 keiyaku@city.neyagawa.osaka.jp】

## 10 再度の入札

1回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を1回限り行う。

## 11 落札者決定基準

落札者の決定に係る基準は、「落札者決定基準」のとおりとする。

## 12 落札者の決定方法等

(1) 「落札者決定基準」中、各評価項目につき評価及び採点を行い、合計点

の最も高い入札参加者を選定し、落札者と決定する。

合計点に差がない者が2者以上ある場合はくじにより選定する。

- (2) 入札書及び価格内訳書の提出がない者は、失格とする。
- (3) 「落札者決定基準」中、各評価項目において提出書類を提出しない者（未記入を含む。）は、当該評価項目の評価を得ることができないものとする。ただし、「落札者決定基準」中、「2 技術的評価(1)の業務体制」の提出書類について提出しない者は、失格とする。

### 13 入札結果の公表方法

落札者が決定したときは、速やかに入札結果を市ホームページにて公表する。入札参加資格者名及び入札参加者別評価点を公表するものとする。

### 14 個人情報の取扱い

寝屋川市への提出書類に含まれる個人情報（氏名等）、第三者に係る情報等については、本入札における関係書類及び開札後提出書類の内容の確認に使用される旨、予め当該者の同意を得ておくこと。

### 15 スケジュール

日 時 等	項 目
令和8年6月26日(金)	公告・質疑受付
令和8年7月13日(月)午後5時必着	参加申請 提出締切
令和8年7月16日(木)	入札参加資格確認通知書の発送
令和8年7月21日(火)正午まで	質疑締切
令和8年7月24日(金)午後1時	質疑回答（市ホームページ）
令和8年8月5日(水)午後5時必着	技術評価点係る書類の提出締切
令和8年8月17日(月)	技術評価点の公表（個別連絡）
令和8年8月24日(月)必着	入札書の提出締切
令和8年8月25日(火) 午前11時00分	開札

※スケジュールは変更になることがある

## 16 入札保証金

寝屋川市契約規則(昭和50年寝屋川市規則第32号)第7条第2号により免除とする。ただし、落札者が指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴する。

## 17 契約の締結

- (1) 契約書は、寝屋川市所定のものを使用する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
  - ア 保険会社との間に寝屋川市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 委託を受けた保険会社と業務履行保証契約を締結したとき。
- (4) 労働関係法令を遵守する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、寝屋川市競争入札心得、関係法令、入札公告及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること。

## 18 契約条項(契約書)を示す場所

寝屋川市本町1番1号 寝屋川市総務部契約課(寝屋川市役所本庁舎3階)

## 19 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格者であっても次のアからオのいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
  - ア 寝屋川市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
  - イ 寝屋川市暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。
  - ウ 営業停止の処分又は委託業務を行うに必要とする許可等が取り消されたとき。
  - エ 入札参加資格のいずれかを欠くこととなったとき。

オ 申請書等の作成に係る虚偽内容、不正行為等が認められたとき。

- (2) 落札者の決定の日から契約締結日までの間において、落札者が(1)ア～オのいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。

## 20 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、落札者を決定するまでに、入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加者が入札を辞退するときは、辞退届を寝屋川市総務部契約課に提出するものとする。

## 21 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本入札に関する諸条件を満たさない入札参加者又は虚偽の申請を行った者のした入札。
- (2) 寝屋川市契約規則に規定する無効要件に該当する入札。
- (3) 関係書類が指定以外の方法で寝屋川市総務部契約課へ届けられたとき。
- (4) 関係書類に代表者氏名の署名又は記名押印（本市に届出した使用印鑑）がないとき。
- (5) その他入札に関する条件に違反した者の入札。

## 22 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき等は、入札を中止する。

## 23 談合その他不正行為の対応

本入札について、談合等その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応する。

## 24 秘密の保持

- (1) 受注者は、この契約を履行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (2) 受注者は、寝屋川市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

## 25 変更情報等

この入札に関し、質疑、回答のほか、変更情報等は市ホームページに掲載するので留意すること。

## 26 問合せ先

寝屋川市本町1番1号

寝屋川市総務部契約課（寝屋川市役所本庁舎3階）

電話（072）825-2594（直通）